

第2回 再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議 議事概要

日 時:平成26年7月29日(火) 15:00~15:30

場 所:中央合同庁舎8号館5階共用会議室C

出席者:古谷内閣官房副長官補、内閣官房 田中内閣審議官、経済産業省
上田資源エネルギー庁長官、経済産業省 木村資源エネルギー庁省
エネルギー・新エネルギー部長、日本経済再生総合事務局 片岡参事
官、内閣府 井上政策統括官付総括担当企画官、総務省 原田大臣
官房地域力創造審議官、外務省 斎木経済局長、文部科学省 田中
研究開発局長、農林水産省 岩瀬食料産業局次長、国土交通省 奈
良平総合政策局次長、環境省 梶原地球環境局長

○古谷内閣官房副長官補より、冒頭挨拶。

- ・先日の第1回会合において、私から、関係府省庁間で具体的な連携施策について検討を進め、来年度予算要求等につなげていくことについて皆様に御協力をお願いした。
- ・本日は、その検討状況を御報告いただくとともに、各府省庁における連携施策を推進するための具体策について、御議論いただきたい。

○経済産業省 木村資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長より会議運営について説明。

- ・今回の関係府省庁連絡会議の運営についてですが、議事進行については前回と同様に資源エネルギー庁が担当させていただきたい。
 - ・今回の議事内容については、会議終了後、速やかに議事概要を作成し公表、配布資料については原則公表、とすることとしたい。
- (出席者異議なし)

○経済産業省 上田資源エネルギー庁長官より、再生可能エネルギーの導入加速に向けた各府省庁連携施策の進め方について説明。

- ・第1回の会合では、私から、連携強化の方向性について説明するとともに、皆様からも御意見をいただいた。
- ・それらを踏まえ、各府省庁間で検討を進めてきたため、現時点でまとめた「再生可能エネルギーの導入加速に向けた各府省庁連携施策の進め方について」を私から御報告する。あわせて、経済産業省としての現時点での取組状況を私から御説明する。

・まず、各電源毎の重点施策として、

①バイオマス発電の普及に当たっては、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省で連携し、エネルギー政策の視点に加えて、地域活性化や、森林・林業施策、廃棄物施策の観点も踏まえながら、事業の特徴に応じた類型をいくつかのモデルケースとして整理することとしている。その上で、固定価格買取制度によって賄うべき導入費用の範囲を明らかにしつつ、インフラ整備、技術開発等のバイオマス発電に寄与しうる各府省庁の施策を、モデルケース毎に明らかにすることで、効率的な施策の組合せを整理することが適切ではないかと考えている。

②洋上風力発電の実現に当たっては、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省で連携し、具体的な事業化の進展が期待される地域を選定した上で、当該地域において、専用作業船の導入等の環境整備、港湾におけるインフラの活用や適正な海域の管理・利用方策、送電網強化支援策の展開について検討を進めることとしている。経済産業省としては、平成26年度予算において、北海道や東北の北部地域において、風力発電のための送電網整備実証事業を実施しているところであるが、今後も、洋上風力発電にも寄与しうる地域で、様々な角度からより一層の送電網強化支援策を実施することを検討してまいりたい。

・また、電源毎の制度環境整備関係の施策としては、

①風力、地熱の開発加速化を図るため、環境影響評価に要する期間の半減を、経済産業省、環境省で協力して実現していくこととしている。経済産業省としては、平成26年度予算において、環境調査前倒実証事業を着実に実施し、環境省と協力して、環境影響評価に必要な基礎的データの収集・整備、環境影響評価の視点からの風力発電の適地抽出やそのための手法の確立、更新案件の場合の環境影響評価の合理化等に向けて検討を進めることとしたい。

②風力、太陽光等の再生可能エネルギー発電設備の設置に必要な用地関連許認可手続の迅速化・円滑化を図るため、経済産業省と関係府省庁で協力しつつ、関係行政機関、発電事業者等に対し、関係法令に関する正確な情報の提供を行うとともに、実態調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な対応を検討することとしている。業界等のヒアリングを通じてニーズを把握しつつ、他省庁からの情報提供も受けながら、実態調査を実施したい。また、後ほど御説明する再生可能エネルギー支援ガイドブックにおいても、正確な情報提供を行ってまいりたい。

③温泉資源保護や、自然公園等環境保全施策と調和した地熱資源開発の促進に向けては、環境省と経済産業省で連携して、法に基づく各種許認可

手続きの明確化や適切な運用の取組等を進めていくこととしている。温泉法に基づくガイドラインの適用範囲を明確化し、円滑な地熱開発に資するため、7月末に環境省で立ち上げる予定の検討会に参画し、環境省と連携しながら円滑な実施を目指していきたい。

④再生可能エネルギー熱である下水熱の利用促進に向けては、国土交通省、経済産業省、環境省で連携して民間事業者による管路内熱交換器の設置を認めるなどの規制緩和を検討するとともに、産官学・関係省庁連携による協議会を通じた支援を実施することとしている。

・各電源共通の課題への取組として、地域活性化関連では、

(1)施策情報ガイドブックの作成と施策活用相談窓口の設置

①徹底した利用者目線から、予算全体を見て、各府省の施策情報を整理して、実践的な再生可能エネルギー支援ガイドブックを作成していく。

②作成したガイドブックを、関係府省庁の地方支分部局及び希望する自治体に開設した相談窓口に配備。窓口担当者には研修を実施し、事業者等からのニーズにワンストップで相談対応可能な体制を構築する。

(2)また分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進に、経産省、総務省、関係全府省庁で取り組む。小規模な再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの構築を加速していくため、地域の特性を活かしマスタープランの策定等を支援していく。

・研究開発関連では、各府省庁の再生可能エネルギー関連施策の研究開発施策情報を集約、分野毎に整理し、達成評価指標Key Performance Indicator(KPI)を策定し、その結果を踏まえ、府省庁横断的なプロジェクトを推進していくこととしている。

・普及広報関連では、

(1)一定割合以上の再生可能エネルギー電力を利用する者に、各府省庁共通の認証マークを付与することを経済産業省において検討しており、認証マークの付与に当たっては、グリーン電力証書を活用し、その導入量に応じてハイクラスの認証マークを付与するなど、各府省庁と連携して更なる利用を促進していくこととしている。

(2)再生可能エネルギー広報サイトの連携強化ということで、各府省庁の再生可能エネルギーに関する施策の共同ポータルサイトを構築し、事例や施策紹介の一層の強化を図ることとしている。

・人材育成関連では、

(1)人材育成ツール、スキル標準の作成と活用普及ということで、新たに参入する事業者が、より効率的に事業に取り組むことができるよう、関連する

人材に期待される役割や、必要な知識・スキルを体系的かつ具体的に示した「Green Power Skill Standard: GPSS」を作成。関係各府省庁が連携して、大学等・企業・自治体での様々なプログラムにこれを活用していくことを検討。

(2)再生可能エネルギー教育の普及促進のため、経済産業省において、モデル授業等を開発し、文部科学省や教育委員会の協力を受けつつ、その普及促進策を検討することとしている。また、環境省においても、環境教育の一環として、再生可能エネルギー教育の要素も取り入れたプログラム等の作成・活用について御検討頂くこととしている。

- ・海外展開支援に向けて、外務省で協力して、例えば事業化が有望な案件へのODA支援や公的金融との連携を検討することとしている。
- ・なお、各府省庁の予算要求については、取りまとまった段階で、当省に情報をお出しいただき、一覧としてまとめることで、対外的な発信力を高めることを行ってはどうかと考えている。

○総務省 原田大臣官房地域力創造審議官より総務省における取組について説明。

- ・総務省では、再生可能エネルギーの利用に関して、小規模な再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの構築を加速していくため、先ほど御説明のあった、地域の特性を活かしたマスタープランの策定等を支援している。
- ・6月30日には、策定事業委託に向けた全国14自治体を公表したところ。
- ・2016年の電力小売自由化を見据え、5月19日に開催された経済財政諮問会議において、新藤総務大臣から全国100カ所程度の分散型エネルギーインフラの整備を目指す旨を表明しているところであり、一層の促進に向けて努力したい。
- ・分散型エネルギーシステムのエネルギー効率の向上のためには、発電のみならず、熱を活用するコジェネレーションシステムの導入が不可欠。
- ・「日本再興戦略」改訂2014においても、「自治体も含めた地域の雇用創出の観点からも、未利用熱エネルギー等の熱エネルギーの有効利用に取り組む」とされているところであり、関係各府省庁にもご協力をお願ひしたい。

○外務省 斎木経済局長より外務省における取組について説明。

- ・前回御紹介したとおり、外務省としては、関係省庁とも連携し、再生可能エネルギーに関する我が国の政策や技術の強みを活かした取組を国際的に発信し、国際場裏の世論形成をリードしていくとともに、国際協力を推進して来て

いるところ。

- ・具体的な海外展開支援として、4点説明する。

- ① まず、外務省では、重点国の在外公館に、海外展開をより積極的に後押しするため、「インフラプロジェクト専門官」を指名している。今後、再生可能エネルギー関連のインフラについても積極的に検討していくこと、専門官の能力構築のため、本省から関連資料を提供する上で関係省庁からも御協力を頂きたい。
- ② 再生可能エネルギー関連のODA案件についても、先ほど資源エネルギー庁長官から紹介があったとおり、インドで「新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)」を実施しているが、本年経産省が現地で開催を予定しているインド地場企業等と日本企業の商談形成会では、外務省としても現地公館・JICAとともにしっかりと支えていきたい。
- ③ また、日本企業のインフラ海外展開支援の一環として、様々なODAスキームを戦略的かつ有機的に連携・活用してきている。例えば、再生可能エネルギーも対象となっている本邦技術活用条件(STEP)について日本の製品や技術の更なる活用に資するよう制度を改善した。我が国の知見や技術が最大限に活用できる分野を中心に、中進国・卒業移行国への円借款を一層活用していく方針を明確化。中進国であるコスタリカに対して実施した「グアナカステ地熱発電計画セクターローン」がその一例。
- ④ 更に、日本企業が優位性を持つ地熱発電については、「資源分野の人材育成プログラム」として、アフリカなどの国々から行政官や大学教員等を対象とした本邦における研修プログラムを実施する予定。本邦滞在中の日本企業訪問などを通じて、日本企業と研修員との間でネットワークが構築され、中長期的にビジネス・マッチングの機会も増えることが期待される。経済産業省、その他関係府省庁とも連携していきたい。

○文部科学省 田中研究開発局長より文部科学省における取組について説明。

- ・資源エネルギー庁長官より、研究開発、人材育成に関連して御紹介いただいたところ。文部科学省としては、これに従い、施策をしっかりと進めていきたい。
- ・特に各省連携においては、技術シーズを各府省庁間で共有するということが重要。所管法人を含めた、技術シーズの知見について、研究開発関連施策情報の集約を進めていきたい。
- ・また、研究開発については、基礎から実用化まで一貫した研究開発を進めて

いきたい。

- ・特に、経済産業省との合同検討会を開催しているところであるが、ここでの議論を踏まえ、今後、施策を進めていきたいと考えている。
- ・再生可能エネルギー教育については、資源エネルギー庁の資料にも書いていただいたが、特に初等中等教育における教育の普及について、関係府省庁と協力していきたい。

○農林水産省 岩瀬食料産業局次長より農林水産省における取組について説明。

- ・農林水産省としては、再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の観点から、関係府省庁と連携をさらに進めていきたい。
- ・具体的には、まず、環境省等と、再生可能エネルギー関連の計画制度と本年5月に施行した農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の基本計画との連携を図り、市町村の基本計画作成を促していきたいと考えており、具体的には、環境省と今秋を目途に進めていく。
- ・また、農山漁村再生可能エネルギー法の施行に併せて地方農政局等に設置した相談窓口では、関係府省庁の作成する再生可能エネルギーに関する資料等も活用した基礎的な情報の発信を考えている。さらに、経済産業省と連携し、関係行政機関や発電事業者等に対し、農地法や森林法等の関係法令に関する正確な情報提供を行い、用地関連許認可手続の円滑化を図るとともに、農林漁業との土地利用の調整を図っていく。
- ・農山漁村に固有の資源である木質バイオマス等の再生可能エネルギーへの活用については、関係府省と連携して、地域密着型小規模発電や熱利用など木質バイオマス関連施設等の整備やその類型整理を進めることで、地域の実情に合ったきめ細かな発電や熱利用を促していきたい。
- ・これらについては、更に検討を進め、平成27年度予算要求等につなげていきたい。

○国土交通省 奈良平総合政策局次長より国土交通省における取組について説明。

- ・これまでバイオガス発電技術、固体燃料化技術、バイオマス発電技術について、低コスト化・高効率化のための実規模レベルでの実証を行ってきたところ。今後、これらの技術を導入する地方公共団体に対して、社会资本整備総合交付金により積極的な支援を行っていく。
- ・洋上風力発電については、平成24年度に風力発電の港湾エリアへの導入手順を示したマニュアルを作成し、現在は、技術的課題に対応する技術ガイ

ドラインをまとめているところであり、これを早急に取りまとめるとともに、港湾におけるインフラの活用策や港湾機能を妨げない海域の管理・利用を確保する施策を検討していきたい。

- ・下水熱については、現行法では、下水道管理者以外の者が下水管路内に熱交換器等の設備を設置することは禁じられているが、下水熱利用の機会の増大という観点から、民間事業者等にもこういった事業ができるよう規制緩和を検討するとともに、産官学・関係省庁連携による協議会を通じた支援を引き続き実施していきたい。
- ・こうした取り組みを通じ、国土交通省としても再生可能エネルギーの導入加速化を図ってまいりたい。

○環境省 梶原地球環境局長より環境省における取組について説明。

- ・再生可能エネルギーの最大限の導入加速化は、持続可能な低炭素社会を構築するために不可欠と考えている。関係省庁と最大限に連携して取り組みたい。
- ・バイオマスや洋上風力発電など、いろいろ課題がある中、環境省の特長的な取組としては、事業者向けに環境アセスメントの迅速化のための環境情報の整備を進めているところ。
- ・温泉法の運用についても、30日に経済産業省など関係省庁とともに、専門家検討会を実施する。今年度中に結論を出したい。
- ・再生可能エネルギーの広報に関しては、当省もWEBにて技術開発の情報を提供しているので、広報サイトの連携に参画したい。
- ・このほか、省エネのみならず、創エネや再エネも組み合わせたZEB(ゼロエネルギー・ビルディング)の普及促進も重要。
- ・先ほど、上田長官のご説明にもあったように、電力系統の強化も重要である。関係省庁で連携してできることがないか、この会議でも御議論いただければと思う。
- ・こうした、各省連携にふさわしい課題の更なる発掘・深掘りについて、この会議で検討・実現すべきと考える。

内閣官房 日本経済再生総合事務局片岡参事官より以下を発言。

- ・先週、再生本部において、成長戦略のフォローアップについて総理より指示があったところ。今後、当会議においてもフォローアップに向けて、或いは先ほども新たなKPIの策定について資源エネルギー庁より説明があったが、再生可能エネルギーの導入加速に向けて、関係府省庁と協力して進めてまいりたい。

○経済産業省 上田資源エネルギー庁長官より総括の発言。

- ・再生可能エネルギーの導入に向けた関係府省庁連携の在り方について、多岐にわたり御議論をいただいた。
- ・例えば、その始めの一歩のような話だが、各府省庁で協力して、各府省庁の施策が網羅されているような事業者向けのガイドブックを作る、地方自治体の人たちがワンストップで相談ができる窓口を作る、そして各府省庁の担当から研修を行う、自治体の職員も色々な府省庁の職員たちと議論を行う、こういうことが再生可能エネルギーのある種のプロフェッショナルを育てることにつながる。こういうこと自身がすごく重要なこと。
- ・ぜひ、こういうことから、一緒にやらせていただきたい。
- ・また、個別の論点も多くあったが、どれも一つの府省庁ではなかなか実現できないもの。細かいものといえど、一つ一つが重要なものであり、こういう足腰の強化、地道な取り組みをしっかりと進めさせていただきたい。ぜひ、関係府省庁にもご協力をいただきたい。

○古谷内閣官房副長官補より締め括りの挨拶。

- ・資源エネルギー庁長官よりご発言いただいたとおり、ぜひ、よろしくお願ひしたい。